

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件	四五	○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件	四三
○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	四七	○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を廃止した旨届出があった件	四二
○土地改良区の解散を命じた件	四七	○指定管理者を募集する件四件	四三
公 告		○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件	四五
○平成二十年度福島県任期付職員採用候補者登録試験を実施する件	四七	福 島 県 人 事 委 員 会	
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件三件	四七	○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	四七
○優良景観形成住民協定を認定した件	四七	正 誤	
		○平成二十年三月二十八日付け号外第三十四号中	四七

告 示

福島県告示第四百八十六号

1 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件(昭和四十一年福島県告示第五十九号)の一部を次のように改正する。

2 平成二十年までの工事又は製造の請負その他の契約に係る一般競争入札又は指名

競争入札に参加する資格については、なお従前の例による。

3 平成二十年十月三十一日を申請書等の提出期限とするものについては、第四の第二号(ウ)及び(エ)の審査基準日を七月三十一日とする。

平成二十年七月四日

福島県知事 佐藤 雄平

本文中「第二百四十五条第一項」を「第二百四十五条」に改める。

第一の第五号中「直前の事業年度の終了の日(以下「直前事業年度終了日」という。)」を「属する事業年度の開始日(以下「当期事業年度開始日」という。)」に、「のない者又は審査基準日の直前一年の事業年度において」を「又は」に改める。

第四の第一号(ア)中「直前事業年度終了日」を「当期事業年度開始日」に改め、「算定した」の下に「許可を受けた」を加え、同号(イ)中「直前事業年度終了日」を「審査対象年の終了の日(以下「直前事業年度終了日」という。)」に改め、同号(ウ)を次のように改める。

ウ 審査対象年における利払前税引前償却前利益及び審査対象年の開始の日の直前一年(以下「前審査対象年」という。)の利払前税引前償却前利益の平均の額

第四の第一号(二)及び(三)を次のように改める。

(二) 経営状況

ア 審査対象年における純支払利息比率

イ 審査対象年における負債回転期間

ウ 審査対象年における総資本売上総利益率

エ 審査対象年における売上高経常利益率

オ 基準決算における自己資本対固定資産比率

カ 基準決算における自己資本比率

キ 審査対象年における営業キャッシュ・フローの額及び前審査対象年における営業キャッシュ・フローの額の平均の額

ク 基準決算における利益剰余金の額

(三) 技術力

ア 直前事業年度終了日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち別表の工事等種別欄に掲げる工事ごとの次に掲げる者(以下「技術職員」という。)の数

(フ) 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十五条第二号イに該当する者(同法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、同法第二十六条の四から第二十六条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を当期事業年度開始日の直前五年以内に受講したものに限る。)

(イ) 建設業法第十五条第二号イに該当する者であつて、(フ)に掲げる者以外の者

(ウ) 登録基幹技能者講習を修了した者であつて(フ)及び(イ)に掲げる者以外の者

(エ) 建設業法第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定によ

別表中「、第一の二」を削る。

(入札監理課)

福島県告示第四百八十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年七月四日から同年十一月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び相馬市産業部商工振興課に備えて縦覧に供する。

平成二十年七月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

桜ヶ丘ショッピングセンター 相馬市中村字桜ヶ丘百七十一ほか

二 変更しようとする事項

1 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 (変更前) 八か所 (変更後) 七か所

(二) 位置 (変更前) 別紙図面のとおり (変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

平成二十一年二月二十八日

四 届出年月日

平成二十年六月二十日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備えて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三百三十五条第一項の規定により、松原土地改良区に対し、平成二十年六月二十七日当該土地改良区の解散を命じた。

平成二十年七月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

公 告

公告第三百五十号

平成二十年度福島県育休任期付職員採用候補者登録試験を次のとおり実施します。平成二十年七月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 試験を実施する職種

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第六条第一項第一号の規定による任期を定めて採用する職

二 登録予定人員

一 一般事務 四十名程度

保 育 士 二名程度

獣 医 師 一名程度

臨床検査技師 一名程度

土 木 二名程度

建 築 一名程度

農 業 三名程度

農 業 土 木 一名程度

化 学 一名程度

農 芸 化学 二名程度

心理判定員 一名程度

三 試験期日

平成二十年八月十一日(月)

四 受験申込受付期間

平成二十年七月四日(金)から同月二十五日(金)まで(土曜日、日曜日及び同月二十一日を除きます。)

五 受付窓口

福島県人事委員会事務局採用給与課(福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二一七五九〇)

六 問い合わせ先

福島県総務部人事総室人事課(福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二一七〇三三)又は福島県人事委員会事務局採用給与課(福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二一七五九〇)

(人 事 課)

公告第三百五十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年七月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年六月二十三日
- 二 名称
特定非営利活動法人子どもの家
- 三 代表者の氏名
阿邊 松山
- 四 主たる事務所の所在地
福島県いわき市錦町重殿十五番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域で生活しているすべての子ども達や障がい幼児・児童、障がい者、高齢者等に対して、障害福祉サービス事業・保健・医療・教育等の増進を図る事業を行い、教育や福祉の向上に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百五十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年七月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年六月二十四日
- 二 名称
特定非営利活動法人福島・伊達精神障害福祉会
- 三 代表者の氏名
相澤 與一
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市五月町一番十五号陽光社ビル二階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者とその家族のよりよい地域生活の実現に向け、精神障害者とその家族の精神保健及び精神障害者の福祉に関する事業を行い、共に安心して暮らせる地域社会づくりの実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百五十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年七月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年六月二十四日
- 二 名称
特定非営利活動法人福島市聴覚障害者福祉会
- 三 代表者の氏名
佐久間 修一
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市南町百二十五番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、聴覚障害者および聴覚とほかの障害を併せ持つ(重複聴覚障害)者とその家族に対し、その能力に応じた訓練を行ったり、福祉サービスおよび情報提供などを行うことによつて、地域社会の中で生き生きと生活できるようサポートし、地域の福祉向上に貢献することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百五十四号

福島県景観条例(平成十年福島県条例第十三号)第三十一条第二項の規定により、優良景観形成住民協定(以下「協定」という。)を次のとおり認定した。

平成二十年七月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 協定の認定年月日
平成二十年六月二十日
 - 二 協定の名称
須賀川市南部地区軒の栗通りまちづくり協定
 - 三 協定を締結した者(以下「協定者」という。)の代表者の住所及び氏名
須賀川市本町六十四―五 小野 豊彦
 - 四 協定区域及び協定者数
須賀川市本町及び大町の各一部の区域 十三名
 - 五 協定の内容
協定者は、建築物等の形態、意匠、色彩、素材(材料)、緑化、その他の事項について次の協定事項に配慮し、協定の目的に資するよう努めるものとする。
- 1 形態
 - (一) 歴史的建築物の特徴を生かし、「風流」を取り入れた建築物とし、町並み全体の調和を図る。
 - (二) 道路に面する建物は、低層の景観を維持するため、二階建が望ましい。屋根は勾配のあるものとし、町並みの連続性に配慮したものとする。
 - 2 意匠
 - (一) 建築物のデザインは「風流」を基調とし、区域内の建築物との調和を考慮した

- デザインとする。
- (二) 店舗については、ウインドショッピングが楽しめるよう工夫することが望ましい。
- 3 色彩
- 建築物等の色彩は、原色など高明度、高彩度を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和したものとす。
- 4 素材(材料)
- (一) 建築物等の素材は、周辺の景観との調和に配慮したものとす。
- (二) 須賀川の伝統ある素材の使用を検討する。
- 5 看板・屋外広告物等
- (一) 商店、住宅には軒行灯を設置する、また各商店前には辻行灯を設置することが望ましい。
- (二) 夜は時間を設定し、軒行灯、辻行灯を点灯し明るくするよう努める。
- (三) 看板は、統一性をもたせ、周囲の景観に配慮した規模、材質、色彩、デザインとする。
- (四) 屋外広告は、原色など高明度、高彩度を避け落ち着いた色彩とする。
- 6 緑化
- (一) 通りに面する空地、小スペースについては植樹、植栽による緑化を行うよう努める。
- (二) 駐車場やその入り口は生垣等を配し、町並みの連続性と自然環境との共生を図るよう努める。
- 7 門、塀など
- 道路に面する門及び塀の構造は、極力ブロック塀は避け町並み全体と調和したデザイン、色彩、素材を考慮する。また塀の高さは出来るだけ抑え材質は木製又は生垣が望ましい。
- 8 環境美化
- (一) 通りに面した所に資材や廃材及びごみなどを放置しないよう心がける。
- (二) 自宅前や両隣の街路樹・歩道の維持管理を協定者全員で行い、美しいまちを維持する。
- (三) 生活の中でごみの減量を実施し、リサイクルの推進に努める。
- 9 常設展示スペース
- 店舗内には常設する「まちかど博物館」となる展示スペースを設置する。
- 10 自動販売機・空調室外機等
- (一) 自動販売機を設置する際は町並みに調和する色彩とするか、木製の囲いなどにより周囲との調和を図る。
- (二) 空調室外機など建築付属物は、環境美化を考慮し通りから見えにくい位置に設置するか目隠しをする。
- 11 その他
- (一) 日ごろから互いに協力し合う風土を培う活動などに積極的に参加しコミュニティー

の活性化を図る。

(二) 定期的なイベント(祭りなども含む)の開催により、地区内の賑わい作りを行う。

(環境共生課環境評価観室)

公告第三百五十五号

福島県景観条例(平成十年福島県条例第十三号)第三十一条第二項の規定により、優良景観形成住民協定(以下「協定」という。)を次のとおり認定した。

平成二十年七月四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 協定の認定年月日
平成二十年六月二十日
- 二 協定の名称
須賀川市南部地区本町通りまちづくり協定
- 三 協定を締結した者(以下「協定者」という。)(の代表者の住所及び氏名
須賀川市本町四一 高久田 栄司
- 四 協定区域及び協定者数
須賀川市本町の一部の区域 二十五名
- 五 協定の内容
協定者は、建築物等の形態、意匠、色彩、素材(材料)、緑化、その他の事項について次の協定事項に配慮し、協定の目的に資するよう努めるものとする。
- 1 形態
- (一) 歴史的建築物の特徴を生かし、「風流」を取り入れた建築物とし、町並み全体の調和を図る。
- (二) 道路に面する建物は、低層の景観を維持するため、二階建が望ましい。屋根は勾配のあるものとし、町並みの連続性に配慮したものとす。
- 2 意匠
- (一) 建築物のデザインは「風流」を基調とし、区域内の建築物との調和を考慮したデザインとする。
- (二) 店舗については、ウインドショッピングが楽しめるよう工夫することが望ましい。
- 3 色彩
- 建築物等の色彩は、原色など高明度、高彩度を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和したものとす。
- 4 素材(材料)
- (一) 建築物等の素材は、周辺の景観との調和に配慮したものとす。
- (二) 須賀川の伝統ある素材の使用を検討する。
- 5 看板・屋外広告物等
- (一) 商店、住宅には軒行灯を設置することが望ましい。

- (二) 夜は時間を設定し、軒行灯を点灯し明るくするよう努める。
 - (三) 看板は、統一性をもたせ、周囲の景観に配慮した規模、材質、色彩、デザインとする。
 - (四) 屋外広告は、原色など高光度、高彩度を避け落ち着いた色彩とする。
- 6 緑化
- (一) 通りに面する空地、小スペースについては植樹、植栽による緑化を行うよう努める。
 - (二) 駐車場やその入り口は生垣等を配し、町並みの連続性と自然環境との共生を図るよう努める。
- 7 門、扉など
- 道路に面する門及び扉の構造は、極力ブロック扉は避け町並み全体と調和したデザイン、色彩、素材を考慮する。また扉の高さは出来るだけ抑え材質は木製又は生垣が望ましい。
- 8 環境美化
- (一) 通りに面した所に資材や廃材及びごみなどを放置しないよう心がける。
 - (二) 自宅前や両隣の街路樹・歩道の維持管理を協定者全員で行い、美しいまちを維持する。
 - (三) 生活の中でごみの減量を実施し、リサイクルの推進に努める。
- 9 常設展示スペース
- 店舗内には常設する「まちかど博物館」となる展示スペースを設置する。
- 10 自動販売機・空調室外機等
- (一) 自動販売機を設置する際は町並みに調和する色彩とするか、木製の囲いなどにより周囲との調和を図る。
 - (二) 空調室外機など建築付属物は、環境美化を考慮し通りから見えにくい位置に設置するか目隠しをする。
- 11 その他
- (一) 日ごろから互いに協力し合う風土を培う活動などに積極的に参加しコミュニティの活性化を図る。
 - (二) 定期的なイベント（祭りなども含む）の開催により、地区内の賑わい作りを行う。
- （環境共生課環境評価景観室）

公告第三百五十六号

福島県景観条例（平成十年福島県条例第十三号）第三十一条第二項の規定により、優良景観形成住民協定（以下「協定」という。）を次のとおり認定した。

平成二十年七月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

協定の認定年月日

平成二十年六月二十日

二 協定の名称

須賀川市南部地区大町通りまちづくり協定

三 協定を締結した者（以下「協定者」という。）の代表者の住所及び氏名

須賀川市大町二百二十六 鈴木 元

四 協定区域及び協定者数

須賀川市大町の一部の区域 三十三名

五 協定の内容

協定者は、建築物等の形態、意匠、色彩、素材（材料）、緑化、その他の事項について次の協定事項に配慮し、協定の目的に資するよう努めるものとする。

1 形態

(一) 歴史的建築物の特徴を生かし、「風流」を取り入れた建築物とし、町並み全体の調和を図る。

(二) 道路に面する建物は、低層の景観を維持するため、二階建が望ましい。屋根は勾配のあるものとし、町並みの連続性に配慮したものとする。

2 意匠

(一) 建築物のデザインは「風流」を基調とし、区域内の建築物との調和を考慮したデザインとする。

(二) 店舗については、ウインドショッピングが楽しめるよう工夫することが望ましい。

3 色彩

建築物等の色彩は、原色など高光度、高彩度を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和したものととする。

4 素材（材料）

(一) 建築物等の素材は、周辺の景観との調和に配慮したものとする。

(二) 須賀川の伝統ある素材の使用を検討する。

5 看板・屋外広告物等

(一) 商店、住宅には軒行灯を設置することが望ましい。

(二) 夜は時間を設定し、軒行灯を点灯し明るくするよう努める。

(三) 看板は、統一性をもたせ、周囲の景観に配慮した規模、材質、色彩、デザインとする。

(四) 屋外広告は、原色など高光度、高彩度を避け落ち着いた色彩とする。

6 緑化

(一) 通りに面する空地、小スペースについては植樹、植栽による緑化を行うよう努める。

(二) 駐車場やその入り口は生垣等を配し、町並みの連続性と自然環境との共生を図るよう努める。

7 門、扉など

道路に面する門及び扉の構造は、極力ブロック扉は避け町並み全体と調和したデザイン、色彩、素材を考慮する。また扉の高さは出来るだけ抑え材質は木製又は生

8 垣が望ましい。
環境美化

(一) 通りに面した所に資材や廃材及びごみなどを放置しないよう心がける。
(二) 自宅前や両隣の街路樹・歩道の維持管理を協定者全員で行い、美しいまちを維持する。

(三) 生活の中でごみの減量を実施し、リサイクルの推進に努める。
9 常設展示スペース

店舗内には常設する「まちかど博物館」となる展示スペースを設置する。

10 自動販売機・空調室外機等

(一) 自動販売機を設置する際は町並みに調和する色彩とするか、木製の囲いなどにより周囲との調和を図る。

(二) 空調室外機など建築付属物は、環境美化を考慮し通りから見えにくい位置に設置するか目隠しをする。

11 その他

(一) 日ごろから互いに協力し合う風土を培う活動などに積極的に参加しコミュニティの活性化を図る。

(二) 定期的なイベント（祭りなども含む）の開催により、地区内の賑わい作りを行う。

(環境共生課環境評価景観室)

公告第三百五十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年七月四日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
障がい者グループホーム・ハイジ	伊達郡桑折町北町八八	有限会社社地域サポート研究所	福島県伊達郡桑折町伊達崎字道林一三	平成二〇年四月一日	共同生活援助	知的障害者
共同生活介護事業所	郡山市逢瀬町多田野字棒芳七―三	特定非営利活動法人	福島県郡山市逢瀬町多田野字棒芳	平成二〇年四月一日	共同生活介護	知的障害者

プチト マト	トマト ハウス	七―三
-----------	------------	-----

(障がい福祉課)

公告第三百五十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成二十年七月四日

福島県知事 佐藤雄平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
ホーム笹平	まきびとホームすかがわ	須賀川市前川一九	社会福祉法人牧人会	福島県西白河郡西郷村小田倉字上野原一五八	共同生活介護	知的障害者

(障がい福祉課)

公告第三百五十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る次に掲げる障害福祉サービスを廃止した旨届出があった。

平成二十年七月四日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
障害福祉支援事業所「華」	郡山市逢瀬町多田野字棒芳七―三	社会福祉法人ほっと福祉記	福島県郡山市横塚三一四―二一	平成二〇年三月三十一日	共同生活介護	知的障害者

(障がい福祉課)

公告第三百六十号

福島県産業支援館条例（平成十五年福島県条例第三十五号）第四条の規定により起業支援室の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり募集する。

平成二十年七月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 公の施設の概要

1 名称 起業支援室

2 所在地 福島県福島市三河南町一番二十号 福島県産業支援館六階

3 面積 五百二十七・七八平方メートル

4 主な施設 共同利用室、個室、マルチパーパス等

二 指定管理者が行う業務

1 起業支援室の維持管理に関する事。

2 起業支援室の施設及び附属設備の利用に関する事。

三 指定管理者の指定予定期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで（五年間）

四 業務に係る経費

業務に係る経費に充てるため、県は、指定管理者に委託料を支払う。

五 申請の資格

次のすべての要件を満たす者とする。

1 福島県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて、募集要項に示す条件に該当するものであること。

2 六の2の説明会に参加した法人等であること。

六 申請の手続

1 募集要項の配布

次に定めるところにより、募集要項を配布する。

(一) 配布期間 平成二十年七月七日（月）から同年八月二十九日（金）まで（土曜日、日曜日及び同年七月二十一日（月）を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで

(二) 配布場所 九に掲げる問い合わせ先で配布する。

なお、福島県のウェブページ（<http://www.pref.fukushima.jp/>）からダウンロードし、入手することができる。

2 説明会

(一) 開催日時及び場所 平成二十年七月三十一日（木）午後一時三十分から起業支援室マルチパーパスにおいて、説明会を行う。

念会

(二) 参加申込み 説明会に参加しようとする法人等は、平成二十年七月三十日（水）午後五時までに、九に掲げる問い合わせ先に電話又はファクシミリで申し込むこと。

3 質問書

起業支援室の指定管理者の募集に関し疑義があるときは、説明会に参加した法人等に限り、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

(一) 提出期間 平成二十年八月一日（金）から同月六日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで

(二) 提出方法 郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、九に掲げる問い合わせ先まで提出すること。

(三) 回答方法 説明会に参加したすべての法人等に郵送、ファクシミリ又は電子メールで回答する。

4 申請書等の提出

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に定めるところにより指定管理者指定申請書等を提出すること。

(一) 提出書類 指定管理者指定申請書、事業計画書その他の募集要項に定める書類

(二) 提出部数 二部（正本一部及び副本一部）

(三) 提出期間 平成二十年八月二十一日（木）から同月二十九日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで

(四) 提出方法 九に掲げる問い合わせ先に持参又は郵送をすること（郵送による場合は、書留郵便によるものとし、(三)に掲げる提出期間内に必着のこと。）。

七 指定管理者の指定

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条各号に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

八 その他

詳細は、募集要項による。

九 問い合わせ先

福島県商工労働部産業振興総室産業創出課（福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎十階 電話〇二四一五二二一七八三 ファクシミリ〇二四一五二二一七九三五 メールアドレスbusiness@pref.fukushima.jp）

（産業創出課）

公告第三百六十一号

福島県ハイテクプラザ条例（平成四年福島県条例第三十九号）第五条の規定により福島県ハイテクプラザの管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり募集する。

平成二十年七月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 公の施設の概要

- 1 名称 福島県ハイテクプラザ
- 2 管理に係る施設 福島県ハイテクプラザのうち電波暗室及び無響室並びに福島県ハイテクプラザ福島技術支援センター、福島県ハイテクプラザ津若松技術支援センター及び福島県ハイテクプラザいわき技術支援センターを除く施設（以下「ハイテクプラザ（一部）」という。）
- 3 所在地 福島県郡山市待池台一丁目十二番地
- 4 面積 二千六百七十四・三七平方メートル

二 指定管理者が行う業務

- 1 ハイテクプラザ（一部）の維持管理に関する事。
- 2 ハイテクプラザ（一部）の使用の承認に関する事。
- 3 その他知事が別に定める業務に関する事。

三 指定管理者の指定予定期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで（三年間）

四 業務に係る経費

業務に係る経費に充てるため、県は、指定管理者に委託料を支払う。

五 申請の資格

次のすべての要件を満たす者とする。

- 1 福島県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて、募集要項に示す条件に該当するものであること。
- 2 六の2の説明会に参加した法人等であること。

六 申請の手続

1 募集要項の配布

次に定めるところにより、募集要項を配布する。

- (一) 配布期間 平成二十年七月七日（月）から同年八月二十九日（金）まで（土曜日、日曜日及び同年七月二十一日（月）を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで
- (二) 配布場所 九に掲げる問い合わせ先及び福島県ハイテクプラザ（福島県郡山市待池台一丁目十二番地 電話〇二四一九五九一―七三六）で配布する。

なお、福島県のウェブページ（<http://www.pref.fukushima.jp/>）からダウンロードし、入手することができる。

2 説明会

- (一) 開催日時及び会場 平成二十年七月三十日（水）午後一時三十分から福島県ハイテクプラザ会議室において、説明会を行う。
- (二) 参加申込み 説明会に参加しようとする法人等は、平成二十年七月二十五日（金）午後五時までに、九に掲げる問い合わせ先に電話又はファクシミリで申し込むこと。

3 質問書

福島県ハイテクプラザの指定管理者の募集に関し疑義があるときは、説明会に参

加した法人等に限り、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

- (一) 提出期間 平成二十年八月一日（金）から同月十三日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで
- (二) 提出方法 郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、九に掲げる問い合わせ先まで提出すること。
- (三) 回答方法 説明会に参加したすべての法人等に郵送、ファクシミリ又は電子メールで回答する。

4 申請書等の提出

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に定めるところにより指定管理者指定申請書等を提出すること。

- (一) 提出書類 指定管理者指定申請書、事業計画書その他の募集要項に定める書類
- (二) 提出部数 二部（正本一部及び副本一部）
- (三) 提出期間 平成二十年八月二十一日（木）から同月二十九日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで
- (四) 提出方法 九に掲げる問い合わせ先に持参又は郵送をすること（郵送による場合は、書留郵便によるものとし、(三)に掲げる提出期間内に必着のこと。）。

七 指定管理者の指定

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条各号に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

八 その他

詳細は、募集要項による。

九 問い合わせ先

福島県商工労働部産業振興総室産業創出課（福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎十階 電話〇二四―五二二―七二八二 ファクシミリ〇二四―五二二―七九三五 メールアドレス business@pref.fukushima.jp）
（産業創出課）

公告第三百六十二号

福島県産業交流館条例（平成八年福島県条例第四十四号）第四条の規定により福島県産業交流館の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり募集する。
平成二十年七月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 公の施設の概要

- 1 名称 福島県産業交流館

- 2 所在地 福島県郡山市安積町日出山字北千保十九の八

3 規模

- (一) 敷地面積 五万平方メートル
 (二) 建物延べ床面積 二万三千二百五十八平方メートル
 4 主な施設 多目的展示ホール、コンベンションホール、中会議室、小会議室、屋外展示場等
 二 指定管理者が行う業務
 1 見本市、展示会、会議その他の催しのための施設の提供
 2 1に掲げるもののほか、福島県産業交流館の設置の目的を達成するために必要な業務
 3 福島県産業交流館の維持管理に関すること。
 4 福島県産業交流館の使用の承認に関すること。
 5 福島県産業交流館の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関すること。
 6 その他知事が別に定める業務に関すること。
 三 指定管理者の指定予定期間
 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで(五年間)
 四 業務に係る経費
 業務に係る経費に充てるため、指定管理者は利用料金を自己の収入として收受するものとし、及び県は指定管理者に委託料を支払うものとする。
 五 申請の資格
 次のすべての要件を満たす者とする。
 1 福島県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって、募集要項に示す条件に該当するものであること。
 2 六の2の説明会に参加した法人等であること。
 六 申請の手続
 1 募集要項の配布
 次に定めるところにより、募集要項を配布する。
 (一) 配布期間 平成二十年七月七日(月)から同年八月二十九日(金)まで(土曜日、日曜日及び同年七月二十一日(月)を除く。)の午前八時三十分から午後五時まで
 (二) 配布場所 九に掲げる問い合わせ先で配布する。
 なお、福島県のウェブページ(<http://www.pref.fukushima.jp/>)からダウンロードし、入手することができる。
 2 説明会
 (一) 開催日時及び会場 平成二十年七月三十一日(木)午後一時から福島県産業交流館一階控室一において、説明会を行う。
 (二) 参加申込み 説明会に参加しようとする法人等は、平成二十年七月二十九日(火)までに、九に掲げる問い合わせ先に電話又はファクシミリで申し込むこと。
 3 質問書
 福島県産業交流館の指定管理者の募集に関し疑義があるときは、説明会に参加し

- た法人等に限り、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。
 (一) 提出期間 平成二十年八月一日(金)から同月十三日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時まで)
 (二) 提出方法 郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、九に掲げる問い合わせ先まで提出すること。
 (三) 回答方法 説明会に参加したすべての法人等に郵送、ファクシミリ又は電子メールで回答する。
 4 申請書等の提出
 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に定めるところにより指定管理者指定申請書等を提出すること。
 (一) 提出書類 指定管理者指定申請書、事業計画書その他の募集要項に定める書類
 (二) 提出部数 二部(正本一部及び副本一部)
 (三) 提出期間 平成二十年八月二十一日(木)から同月二十九日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時まで)
 (四) 提出方法 九に掲げる問い合わせ先に持参又は郵送をすること(郵送による場合は、書留郵便によるものとし、(三)に掲げる提出期間内に必着のこと)。
 七 指定管理者の指定
 福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)第三条各号に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
 八 その他
 詳細は、募集要項による。
 九 問い合わせ先
 福島県商工労働部観光交流局観光交流課(福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎十階 電話〇二四―五二―一七二八六 ファクシミリ〇二四―五二―一七八八 メールアドレス tourism@pref.fukushima.jp)
 (観光交流課)
 公告第三百六十三号
 福島県産業支援館条例(平成十五年福島県条例第三十五号)第四条の規定により福島県観光物産館の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり募集する。
 平成二十年七月四日
 福島県知事 佐藤 雄平
 一 公の施設の概要
 1 名称 福島県観光物産館
 2 所在地 福島県福島市三河南町一番二十号 福島県産業支援館一階
 3 面積 七百九十平方メートル

二 指定管理者が行う業務

- 1 県内の物産の紹介、展示及び流通促進に関すること。
- 2 県内の観光に関する情報の提供に関すること。
- 3 福島県観光物産館の施設及び附属設備の利用に関すること。
- 4 1から3までに掲げるもののほか、福島県観光物産館の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

5 福島県観光物産館の維持管理に関すること。

6 その他知事が別に定める業務に関すること。

三 指定管理者の指定予定期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで（五年間）

四 業務に係る経費

業務に係る経費に充てるため、県は、指定管理者に委託料を支払う。

五 申請の資格

次のすべての要件を満たす者とする。

1 福島県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて、募集要項に示す条件に該当するものであること。

2 六の2の説明会に参加した法人等であること。

六 申請の手続

1 募集要項の配布

次に定めるところにより、募集要項を配布する。

(一) 配布期間 平成二十年七月七日（月）から同年八月二十九日（金）まで（土曜日、日曜日及び同年七月二十一日（月）を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで

(二) 配布場所 九に掲げる問い合わせ先で配布する。

なお、福島県のウェブページ (<http://www.pref.fukushima.jp/>) からダウンロードし、入手することができる。

2 説明会

(一) 開催日時及び場所 平成二十年七月三十一日（木）午後一時三十分から福島県観光物産館において、説明会を行う。

(二) 参加申込み 説明会に参加しようとする法人等は、平成二十年七月二十五日（金）午後五時までに、九に掲げる問い合わせ先に電話又はファクシミリで申し込むこと。

3 質問書

福島県観光物産館の指定管理者の募集に関し疑義があるときは、説明会に参加した法人等に限り、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

(一) 提出期間 平成二十年八月一日（金）から同月十三日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで

(二) 提出方法 ファクシミリ又は電子メールにより、九に掲げる問い合わせ先まで

提出すること。

(三) 回答方法 説明会に参加したすべての法人等にファクシミリ又は電子メールで回答する。

4 申請書等の提出

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に定めるところにより指定管理者指定申請書等を提出すること。

(一) 提出書類 指定管理者指定申請書、事業計画書その他の募集要項に定める書類

(二) 提出部数 二部（正本一部及び副本一部）

(三) 提出期間 平成二十年八月二十一日（木）から同月二十九日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで

(四) 提出方法 九に掲げる問い合わせ先に持参又は郵送をすること（郵送による場合は、書留郵便によるものとし、(三)に掲げる提出期間内に必着のこと。）。

七 指定管理者の指定

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条各号に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

八 その他

詳細は、募集要項による。

九 問い合わせ先

福島県商工労働部観光交流局県産品振興戦略課（福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎十階 電話〇二四一五二一七三二六 ファクシミリ〇二四一五二一七八八八 メールアドレス trade-promotion@pref.fukushima.jp）（県産品振興戦略課）

公告第三百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十年七月四日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

棚倉町土地改良区

退任した役員

役員 氏名 住所

理事 高橋 磯吉 東白川郡棚倉町大字流字豊都六七番地

同 菊池 良達 同 町大字逆川字屋敷二九番地

同 岸波 巖 同 町大字山際字屋敷前九二番地

同 小針 進一 石川郡浅川町大字養輪字蟹沢三四番地

同 高野 憲 東白川郡棚倉町大字八槻字大宮一七一番地

福島県人事委員会規則第三十号

福島県人事委員会
委員長 新城 希子

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第十九号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年五月二十一日から施行する。

（総務審査課）

正 誤

ページ	段 行	正	誤
三 下 ら一五	後ろか	「前号」を「同号」	「前項」を「同項」

○平成二十年三月二十八日付け号外第三十四号中